

(附属資料2)

**第二期 三重県子どもの貧困対策計画
【中間案】**

令和元（2019）年12月

三 重 県

目 次

I 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 子どもの貧困のとらえ方	
II 子どもの貧困対策計画の取組状況	2
III 実態調査	7
1 調査の目的	
2 アンケート調査	
3 その他	
IV 基本理念と基本方針	15
1 基本理念	
2 基本方針	
V 具体的取組と計画目標	16
1 考え方	
2 具体的な取組	
(1) 教育の支援	
(2) 生活の支援	
(3) 保護者に対する就労の支援	
(4) 経済的支援	
(5) 身近な地域での支援体制の整備	
VI 計画の推進体制	30

I 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)および同年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)の趣旨をふまえて、平成28年3月に「三重県子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進してきました。

現計画の計画期間終了にあたり、今年度改正された法と大綱の見直し内容をふまえて、子どもの現在および将来が、その生まれ育った環境によって左右されることや、貧困の連鎖によって閉ざされることがないよう、これまで以上に効果的に子どもの貧困対策を推進するため、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、法第9条第1項に基づき定める三重県における「子どもの貧困対策についての計画」です。

3 計画の期間

この計画の期間は、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の計画期間に合わせて、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 子どもの貧困のとらえ方

子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

II 子どもの貧困対策計画の取組状況

「三重県子どもの貧困対策計画（平成 28 年度～令和元年度）」では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「包括的かつ一元的な支援」の 5 つの支援を柱として取組を推進してきました。

計画期間中の主な取組状況と実績は次の通りです。

①教育の支援

- ・教育相談体制を充実させるために、令和元年度は、スクールカウンセラーを全中学校区と、県立高等学校 37 校に配置しました。各中学校区では、小学校から中学校への途切れのない支援を行えるよう、配当時間数を柔軟に運用できる工夫をしています。スクールソーシャルワーカーについては、1 名を増員して、12 名体制としました。学校に要請に応じた派遣とともに、拠点となる県立高等学校から近隣中学校区への巡回を行い、地域の関係機関等とのネットワークを構築し、課題の早期発見・早期対応に努めました。（教育委員会）
- ・家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身についていなかったりする子どもたちに対して、「地域未来塾」による学習支援を実施しました。（令和元年度は 10 市町 51 校（小学校 36 校、中学校 15 校）で実施）（教育委員会）
- ・新入学児童生徒学用品費の前倒し支給について、平成 31 年 3 月に小学校で 25 市町、中学校で 27 市町が実施しました。（教育委員会）
- ・生活困窮家庭またはひとり親家庭等における学習支援が利用できる市町数は、計画策定時の 6 市町から平成 30 年度は 28 市町に増加しました。（子ども・福祉部）
- ・県が所管する 14 町（多気町を除く郡部）における、生活困窮家庭に対する学習支援の対象者を高校生世代に拡大しました。また、学習支援に加えて、教育相談や生活習慣の改善に関する助言等にも取り組みました。（子ども・福祉部）

【目標とモニタリング指標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■ 生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数	6 市町 (H26)	28 市町 (H30)	29 市町
■ 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93. 5% (H26)	89. 7% (H29)	98. 8%
■ 児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	91. 4% (H26)	100% (H30)	98. 8%
■ 放課後を利用した補充的な学習サポートを週 2 回以上実施した学校の割合	小学校	22. 7% (H27)	22. 6% (H30)
	中学校	13. 7% (H27)	17. 8% (H30)
			18. 0%

□	就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,463人 11.61% (H25)	17,851人 12.38% (H28)	—
□	入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合	90% (H26)	96.7% (H29)	—
□	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合	83.3% (H26)	100% (H29)	—
□	スクールソーシャルワーカーの配置人数	8人 (H27)	12人 (R1)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.6% (H26)	3.0% (H29)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	24.2% (H26)	21.0% (H29)	—
□	児童養護施設の子どもの大学等進学率	18.2% (H26)	22.6% (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

②生活の支援

- ひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣する、ひとり親家庭等日常生活支援事業について9市町への経費助成を行いました。(子ども・福祉部)
- 平成30年度に子ども食堂の運営ノウハウの提供を目的として、「子ども食堂開設ハンドブック」を作成するとともに、「子ども食堂開設準備講座」を開催しました。県が把握する子ども食堂は、平成29年度の26か所から令和元年5月には40か所に増加しました。(子ども・福祉部)
- 社会的養護の子どもへの自立支援として、平成30年度に「児童養護施設退所後の進学を考えるワークショップ&交流会」を開催し、児童養護施設出身の大学生および高校生を招き、発表やパネルディスカッション、県内の施設入所児童との交流会を行いました。また児童養護施設入所児童を対象に「児童養護施設退所後の仕事を考える勉強会」を開催し、施設出身者を積極的に雇用している経営者による仕事の内容や就職に向けた準備などについての説明と、意見交換を行いました。(子ども・福祉部)
- 令和元年9月から県内すべての市町において、一定の条件の下で未就学児における医療費の窓口無料化が行われました。(医療保健部)

【目標とモニタリング指標】

	項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■	ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数	8市町 (H26)	9市町 (H30)	29市町

<input type="checkbox"/>	三重県母子・父子福祉センター相談件数	233 件 (H26)	332 件 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの就職率	中学校卒業後	1.4% (H26)	1.0% (H29)
		高等学校等卒業後	57.9% (H26)	64.2% (H29)
<input type="checkbox"/>	児童養護施設の子どもの就職率	中学校卒業後	5.7% (H26)	0% (H30)
		高等学校等卒業後	72.7% (H26)	77.4% (H30)
<input type="checkbox"/>	妊娠期から子育て期にわたる総合的な窓口が整備されている市町数	24 市町 (H26)	29 市町 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携した市町数	10 市町 (H26)	29 市町 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標:目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

③保護者に対する就労支援

- ・津高等技術学校において、再就職を希望する離職者・転職者の方を対象に、介護福祉士、保育士、栄養士の資格取得、パソコン事務等の分野における知識習得に向けた職業訓練を実施しました。(雇用経済部)
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、パソコンや簿記等の就業支援講習を実施しました。(子ども・福祉部)
- ・ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、ひとり親の就業を支援しました。(子ども・福祉部)
- ・被保護世帯の方には、福祉事務所の就労支援員、生活困窮家庭の方においては、生活困窮者自立支援制度の相談機関の就労支援員が、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行いました。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	計画策定期	直近値	目標値 (令和元年度)
■ 就労支援を行う生活困窮者的人数	—	321 人 (H30)	540 人
■ 三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)就業実績件数	3 件 (H26)	10 件 (H30)	40 件

■ 高等職業訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となった者の割合	79% (H25)	92.3% (H30)	90%
---	--------------	----------------	-----

注) 目標は■で表記

④経済的支援

- ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、「児童扶養手当」を支給しました。支給額の増額と支給回数を含めた支払方法の改善検討等を早期に実施するよう国に提言を行った結果、平成30年8月には、全部支給に係る所得制限限度額の引き上げが行われました。また令和元年11月からは支給回数が、年3回から6回に増加しました。また障がい児の福祉増進を図るため「特別児童扶養手当」を支給しました。（子ども・福祉部）
- 経済的支援が必要な母子家庭および父子家庭に対して、母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付を実施しました。（子ども・福祉部）
- 三重県母子・父子福祉センターにおいて、弁護士による養育費に関する相談などの各種相談支援や、就労支援事業等を実施しました。（子ども・福祉部）
- 生活困窮の程度に応じて必要な保護を実施しました。（子ども・福祉部）

【目標とモニタリング指標】

項目名	計画策定期	直近値	目標値 (令和元年度)
■ 母子家庭で養育費を受給している割合	45% (H26)	60.0% (R1)	60%
□ 母子世帯の年間世帯収入額（中央値の階層）	200～250 万円未満 (H26)	200～400 万円未満 (R1)	—
□ 児童扶養手当の受給者数	14,428人 (H26)	12,396人 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

⑤包括的かつ一元的な支援

- ひとり親施策の相談窓口と生活困窮者自立支援相談事業との連携や、福祉総合窓口の設置による相談者への制度照会や支援の実施等、地域の実情に応じた包括的かつ一元的な支援が行える体制を構築するため、「三重県子どもの貧困対策推進会議」の場等における県内外の好事例の提供や、先進的取組の紹介、各種施策の共有等、市町をはじめとする関係機関との連携強化を行いました。平成30年度末時点では、17市町において包括的かつ一元的な支援が行える体制がとられました。（子ども・福祉部）
- 子どもの貧困問題を周知し、現に支援を行っている活動団体の課題や貧困家庭の子どもの生活実態など現場の声を聞きながら、参加者一人ひとりがそれぞれの立

場で何ができるか考え、支援活動に踏み出すきっかけをつくるため、「子どもの貧困を考えるシンポジウム」を平成30年1月に開催しました。また同年9月には「子どもの貧困対策 全国47都道府県キャラバン in 三重」、12月には「広がれ、こども食堂の輪！全国ツアーinみえ」のイベントを実施し、子どもの貧困の連鎖の解消に向けた県民意識の醸成に取り組みました。（子ども・福祉部）

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■ 子どもの貧困に対する包括的かつ一元的な対応が行われている市町数	—	17市町 (H30)	29市町

注) 目標は■で表記

全体に係る指標

- 平成28年度の「国民生活基礎調査」において、子どもの貧困率（全国）は、13.9%（子どもの約7人に1人が貧困状態にある状態）となっています。

【モニタリング指標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
□ 生活保護世帯における子どもの数（人）とその割合	2,137人 0.72% (H26)	1,501人 0.54% (H31.3時点)	—
□ 子どもの貧困率（全国）	16.3% (H24)	13.9% (H27)	—
□ 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（全国）	54.6% (H24)	50.8% (H27)	—

注) モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

III 実態調査

1 調査の目的

子どもを取り巻く社会や経済の状況が、どのように子どもの成長や子どもの夢や希望、日々の生活などに影響しているかを把握し、効果的な支援のあり方を検討するため、保護者および子ども本人への調査を実施しました。

2 アンケート調査

(1) 調査対象

- ・児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・学習支援事業を利用する子どもとその保護者
- ・子ども食堂を利用する子どもとその保護者
- ・父子家庭（三重県母子寡婦福祉連合会会員）の保護者とその子ども

(2) 調査方法

令和元年8月に市町や関係団体を通じて調査票を配布し、8月から9月にかけて郵送により回収しました。

(3) 調査事項

保護者用調査票	子ども用調査票
<ul style="list-style-type: none">・ご本人とご家族のことについて・お子さまのことについて・生活の状況について・就労状況について・公的な支援について・ひとり親家庭の状況について	<ul style="list-style-type: none">・食事について・放課後の過ごし方について・あなたについて

(4) 回収結果

	配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B/A)
保護者	3,016	768	25.5%
子ども	1,146	280	24.4%
合計	4,162	1,048	25.2%

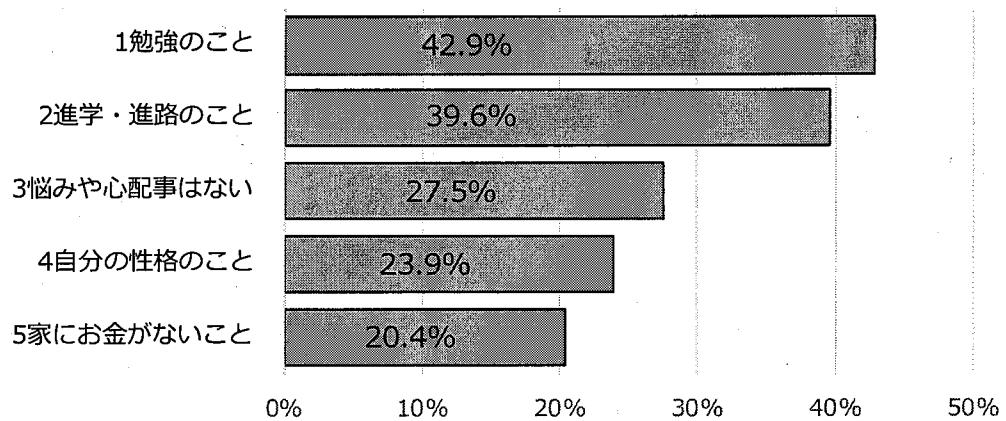
(5)調査結果(抜粋)

①悩みや心配なことなどについて

- ・保護者が抱える子どもについての悩みや心配なことは、「子どもの成績や進学」、「教育費」「子どもの友だち関係」の順となりました。
- ・一方、子ども自身が抱える自分や家族についての悩みも「勉強のこと」、「進学・進路のこと」が多く、保護者・子ども共に勉強や進学に関する悩みが多いという結果になりました。

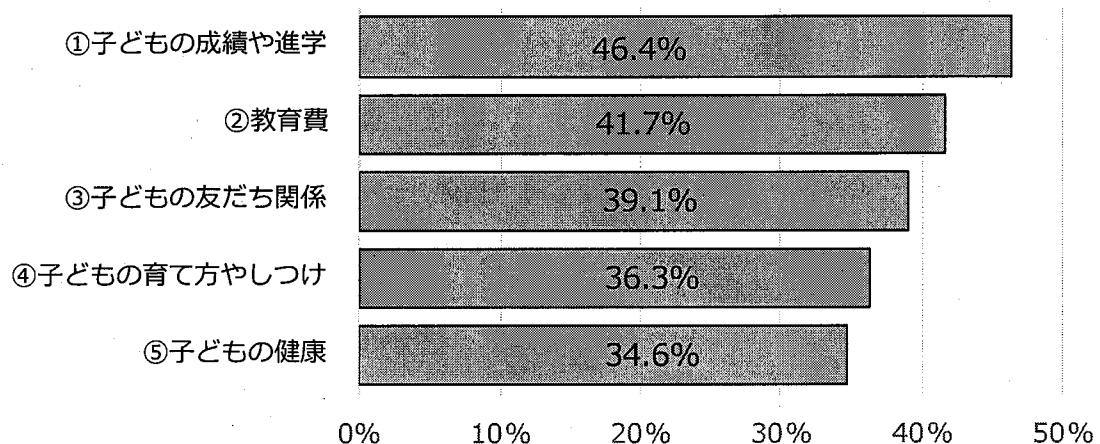
○自己や家族のことで悩みや心配なことがありますか（子ども）

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



○お子さまについてどのような不安や悩みがありますか（保護者）

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載

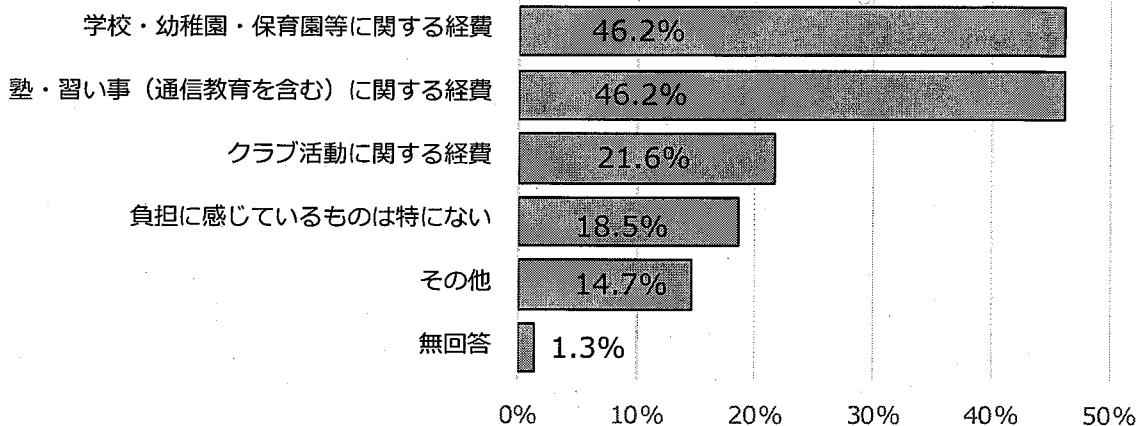


②教育費に関する負担について

- ・約半数の保護者が、子どもの教育に係る経費のうち、「学校・幼稚園、保育園等に関する経費」と並んで「塾・習い事に関する経費」を負担に感じています。

○教育に係る経費について負担に感じているものはありますか（保護者）

※複数回答可

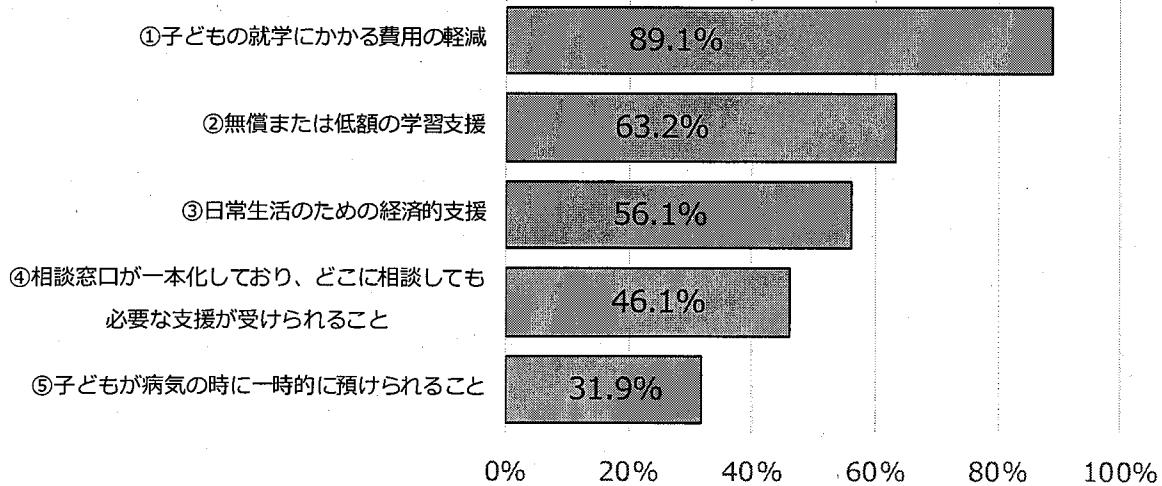


③充実を望む支援について

- ・子どもの就学費用の軽減が89.1%、無償または低額の学習支援が63.2%と、教育に係る費用に対する支援の充実が求められています。

○子育てをするうえでどのような支援が充実するとよいと思いますか（保護者）

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載

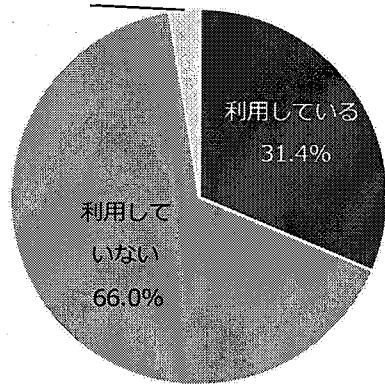


④学習塾の利用について

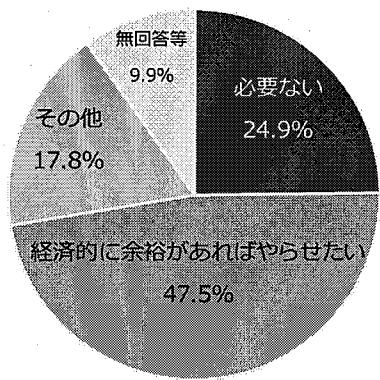
- ・過去1年間に子どもが学習塾を利用していないと回答した保護者のうち、約半数は経済的に余裕があれば塾を利用したいと考えています。
- ・約8割の保護者が、無料の学習支援教室を利用したい、または自宅近くにあれば利用したいと考えています。

○過去1年間において、お子さまは学習塾を利用していますか（保護者）

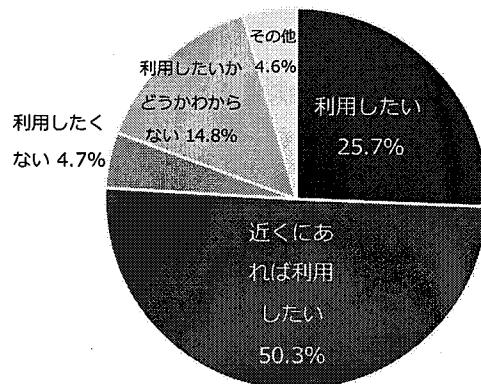
学習塾の利用状況
無回答等 2.6%



(利用していない家庭)
学習塾を利用していない理由



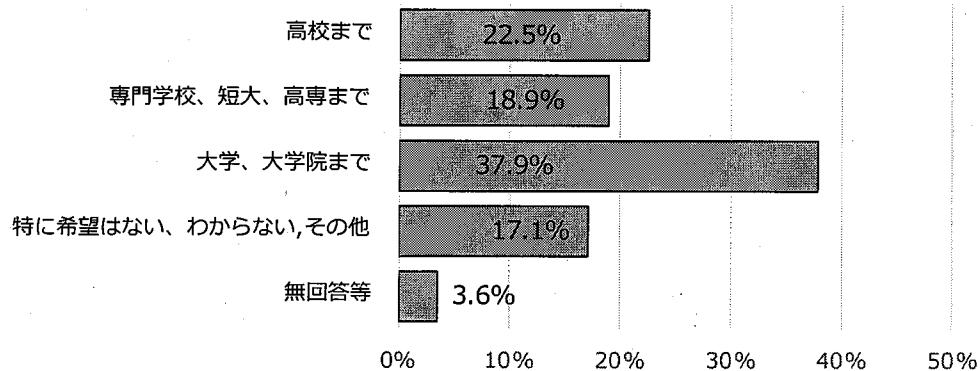
○無料の学習支援教室を利用したいと思いますか（保護者）



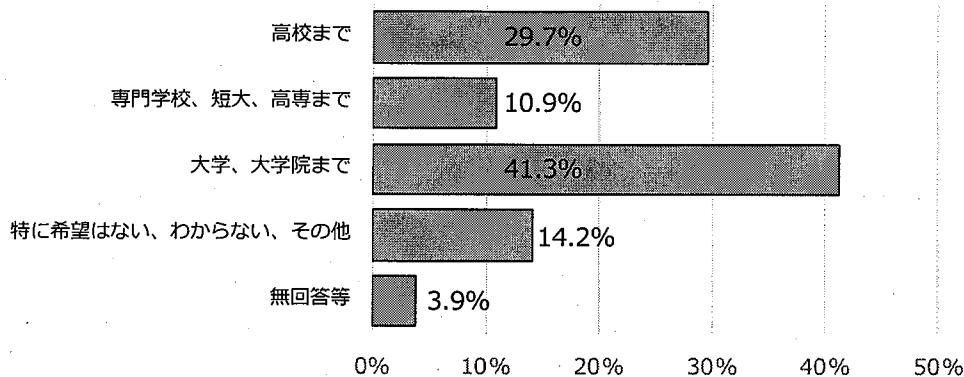
⑤進学について

- ・子ども、保護者とも半数以上が、高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）への進学を希望しています。
- ・また、高等教育機関への進学を希望しないと回答した保護者のうち 55.8%の方は、令和2年4月から創設・拡充が予定される授業料減免制度や給付型奨学金制度を利用可能であれば、進学を希望すると回答しています。

○将来どの学校まで行きたいと思いますか（子ども）

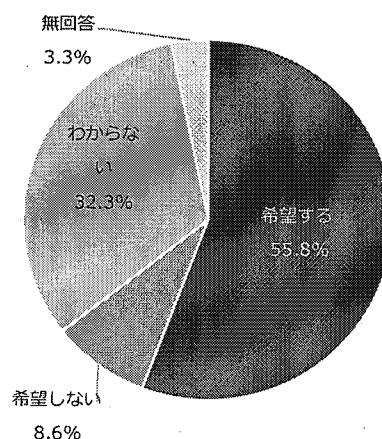


○お子さまにどの段階の学校まで進んでほしいですか（保護者）



（上記設問で、高等教育機関への進学を希望しないと回答された方）

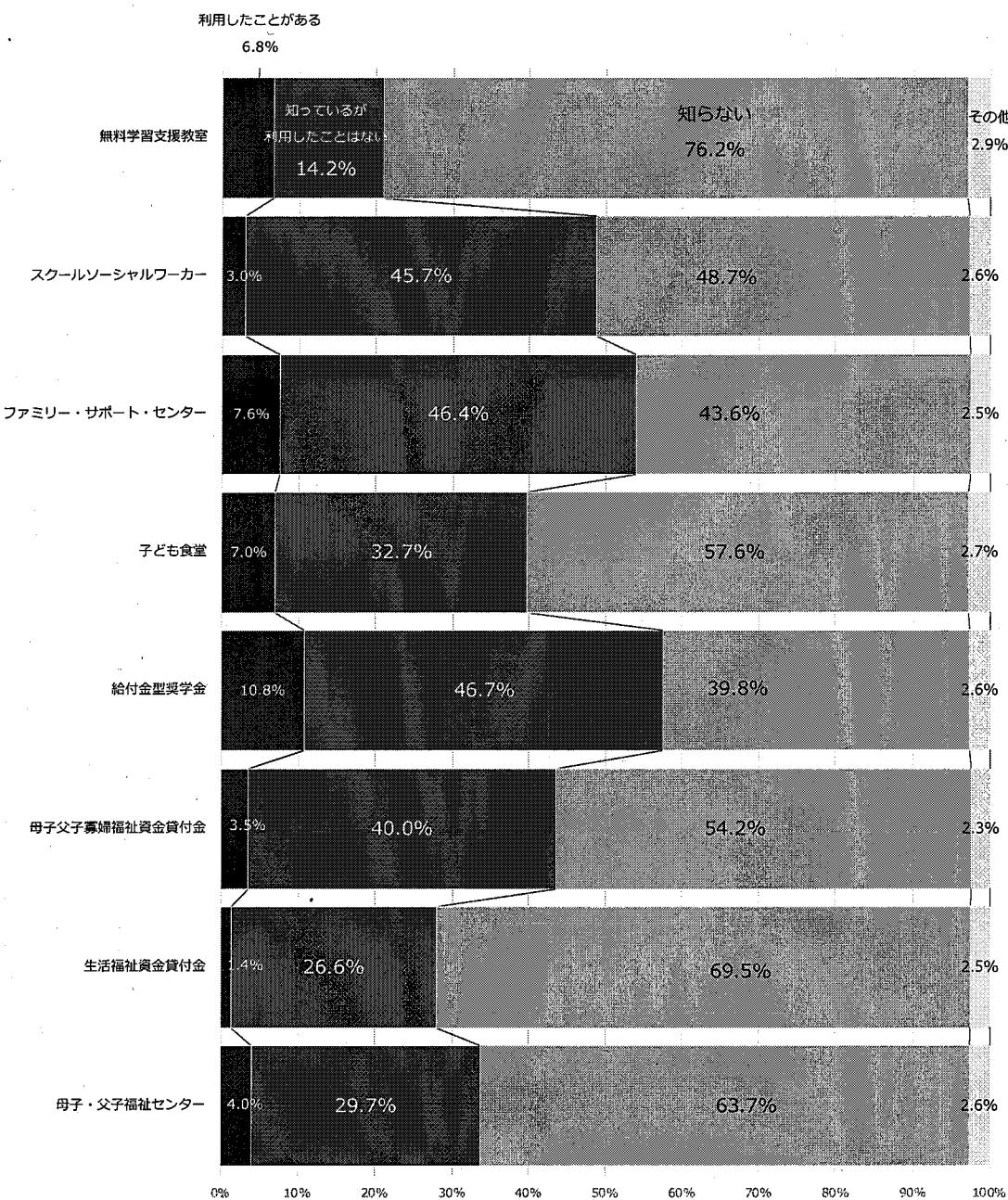
○令和2年度以降拡充が図られる授業料の減免や給付型奨学金の利用が可能であれば、高等教育機関への進学を希望されますか。



⑥各種支援制度の認知度について

- ・子育て世代が利用できる様々な支援について「知らない」という回答した方が多くありました。
- ・学習支援教室については、前述の通り、利用を希望される方が多いにも関わらず、76.2%の方が知らないという結果でした。

○下記の支援について、それぞれ「利用したことがある」、「知っているが利用したことない」、「知らない」のうちから当てはまるものを選んでください。

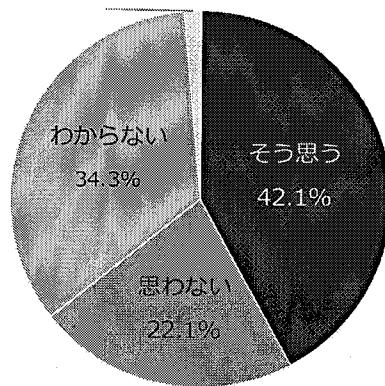


⑦子どもの自己肯定感及び将来の夢について

- ・自分のことを好きだと回答した子どもは、42.1%でした。
- ・将来の夢については、67.5%の子があると答えました。そのうち93.7%は、自分が一生懸命努力すればその夢は叶うと考えています。

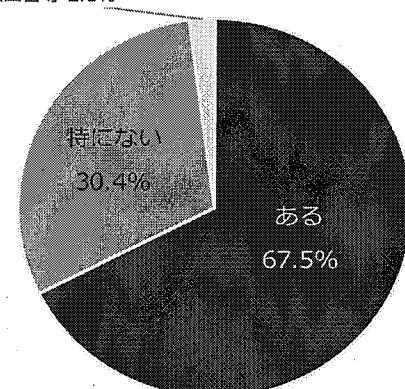
○自分のことが好きですか(子ども)

無回答等 1.4%



○将来の夢はありますか(子ども)

無回答等 2.1%

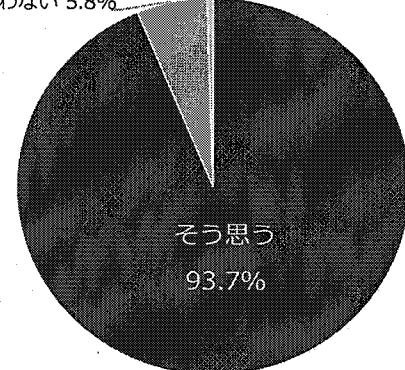


(上記設問で、将来の夢があると回答された方)

○その夢は、自分が一生懸命努力すれば叶うと思いますか(子ども)

無回答等 0.5%

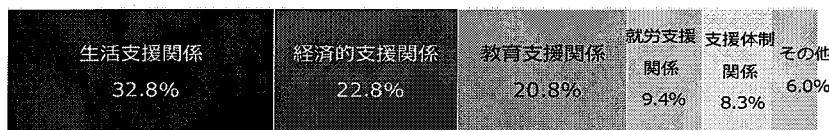
そう思わない 5.8%



⑧自由意見について

- 制度や支援策への要望や意見等に関する自由意見に、273名（全回答者数の35.5%）の方から回答をいただきました。
- 内容としては、「生活の支援」、「経済的な支援」、「教育の支援」などに関する意見が多く見られました。

○暮らしやお仕事、お子さまについてなど制度や支援策へのご要望や意見があればお書きください。



(主な意見)

生活支援関係

- 保育所、学童保育についての要望（利用料負担減、入れない、時間が短い等）
- 放課後や長期休暇中等に子どもが安心してすごせる居場所づくり
- 病児保育の充実
- 医療費の窓口無料化の対象年齢を拡大
- 家事援助 ファミリー・サポート・センターの利用料負担減
- 家賃補助、公営住宅の増等、住居に関する支援

経済的支援関係

- 所得制限の見直し等、児童扶養手当についての要望
- 児童手当の支給がなくなる高校入学以降の経済的支援
- 養育費の確保対策
- 光熱水費等生活費の補助

教育支援関係

- 教育（学習塾、部活動等含む）に係る負担減
- 進学費用に係る負担減
- 無料の学習支援教室の充実
- 障がいのある子どもへの教育・就業等支援

就労関係

- 子育て家庭に対する企業の理解促進（正社員になれない、休暇をとりづらい等）
- 保護者が資格を取得する際の支援

支援体制関係

- 窓口の一元化等、わかりやすい支援情報の提供・相談しやすい体制づくり

3 その他

上記調査のほか、ひとり親家庭や外国人家庭の支援、無料の学習教室や子ども食堂の運営、貧困家庭の多い小学校の教員、スクールソーシャルワーカーなど様々な困難を抱える家庭の支援に関わっている方々との懇話会を開催し、貧困家庭等の現状や必要な支援について意見交換を行うとともに、生活保護家庭及びひとり親家庭の高校生、児童福祉施設・里親家庭出身者への聴取調査を行いました。

IV 基本理念と基本方針

1 基本理念

三重県は、「三重県子ども条例」に基づき、子どもが、安心して生きることができ、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られ、自らの力を發揮して成長でき、そして思いや意見が尊重されることにより、一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができる地域社会づくりをめざしています。

子どもの貧困対策においては、「三重県子ども条例」の基本理念（※）にのっとり、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもたちが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

※「三重県子ども条例」の基本理念（第3条）

- ◆子どもを権利の主体として尊重すること。
- ◆子どもの最善の利益を尊重すること。
- ◆子どもの力を信頼すること。

2 基本方針

（1）親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援体制の構築

子どもの心身の健全な成長を確保するため、既存の子ども関連施策を基本に、親の妊娠・出産期から、子どもの社会的自立が確立されるまで、関連機関における情報の共有、連携の促進を図ることで、問題発見と支援を切れ目なくつなげるよう取り組みます。

（2）支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進

貧困の状況にある子どもやその家庭の一部に見られる、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがらない子どもたちや家庭を早期に発見し、対策を講じるため、窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めます。また困窮層は多様であることに留意し、生活困窮の懸念や緊急度に応じて、重点的に教育、就労および生活等の各種支援を講じるよう配慮します。

（3）市町における取組の支援

住民にとって最も身近で、個別の子どもに関する情報も多く保有する市町の取組充実を支援するため、関係機関の連携や効果的な取組の広域展開等を進めるよう取り組みます。

（4）教育の支援

学校を開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、関係機関等との様々な連携により、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。また令和2年度から実施される高等教育機関の就学支援新制度の活用等による進学に向けた支援に取り組みます。

V 具体的取組と計画目標

1 考え方

三重県における子どもの貧困の現状と課題をふまえ、国の大綱に示された、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に身近な地域での支援体制の整備を加えた5つの支援を柱として取組を進めます。

また、子どもの貧困対策を着実に推進するためには、県（行政）の行う事業の成果や達成の状況を検証・評価することが重要です。

このため、5つの支援の柱全てに令和6年度までの達成（数値）目標とモニタリング指標を設定して進行管理に活用し、P D C A（計画→実行→評価→改善）のプロセスにより、基本理念の実現に向けて対策を推進していきます。

なお、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（令和2年度～令和5年度）、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年度～令和5年度）、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」および「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を含む：令和2年度～令和6年度）、「三重県家庭的養護推進計画」（平成27年度～令和11年度）、「三重県社会的養育推進計画」（令和2年度～令和11年度）、「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（平成27年度～令和6年度）等、子どもの貧困対策に係る取組が含まれている関連計画もふまえて取組を進めます。

2 具体的な取組

（1）教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置や地域による学習の支援、関係機関のネットワーク構築を進めるとともに、就学の援助、学資の援助などに取り組み、貧困の状況にある子どもの教育の支援を行います。

①「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開

ア 学校教育による学力保障

- ・小中学校において、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシート等を活用し、授業方法等の工夫改善や理解と定着を図る取組を学校全体で進めるとともに、家庭・地域と連携して子どもたちの学ぶ意欲を高め、学力の向上を図ります。また、県指導主事等が小中学校を積極的に訪問し、学力向上の取組の支援を行います。（教育委員会）
- ・子どもたちに「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの観点からの授業改善につながる研修を実施します。（教育委員会）

イ 学校を窓口とした関係機関等との連携

- ・多様な課題を抱える子どもたちに対する教育相談を充実させるため、スクー

ルカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理や福祉等の専門性を有する人材を学校に配置または派遣し、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して関係機関と連携し、支援を行います。(教育委員会)

- ・ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。(子ども・福祉部、教育委員会)

ウ 地域による学習支援

- ・地域とともにある学校づくりの仕組みの導入を促進するとともに、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていなかつたりする子どもたちに対して、「地域未来塾」による学習支援活動を推進します。また、地域の退職教員・大学生等による教科指導の補助および補充学習や発展的な学習を推進します。(教育委員会)
- ・教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情を高めるために、学校・家庭・地域が連携して、学習支援や子どもを主体とした人権尊重の意識を広める活動などを行う「子ども支援ネットワーク」の取組を促進します。(教育委員会)
- ・地域住民等の協力を得て、学校等を活用し、計画的に子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民等との交流活動等を行う「放課後子ども教室」への支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・地域で子どもたちの体験活動等に取り組む関係者の資質の向上を図ることにより、学習支援を推進します。(教育委員会)
- ・貧困の状況にある子どもを支援している民間団体が行う体験活動への助成を行っている「子どもゆめ基金」事業を周知します。(教育委員会)

エ 高等学校等における就学継続のための支援

- ・小・中・高等学校を通じて、組織的・系統的なキャリア教育の充実・改善、仕事に対する子どもたちの理解促進、外部人材を活用した職場定着支援等に取り組み、地域の担い手育成を推進します。(教育委員会)
- ・県立高等学校および私立高等学校等中退者が、県立高等学校および私立高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。(教育委員会、環境生活部)

オ その他の教育支援

- ・市町教育委員会等の学校給食関係者との会議の場を通じて、学校給食の普及・充実に関する啓発を図るとともに、学校給食を食育の「生きた教材」として活用し、望ましい食生活に対する子どもたちの関心と理解を深めます。(教育委員会)

② 幼児教育に係る経済的負担の軽減

- ・令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳～5歳のすべての子ども及び、0歳～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて（※）、幼稚園や保育所等の保育料が無償となりました。引き続き、制度の円滑な推進を図っていきます。（子ども・福祉部）

（※）無償化の対象とならない世帯についても、ひとり親家庭に対する減免措置は継続されます。

③ 義務教育段階の就学支援の充実

- ・生活保護費の「教育扶助」により、義務教育期間の子どもがいる世帯に、義務教育に必要な教科書その他学用品、給食費など、修学にかかる費用を支給するとともに、関係機関と連携し学習支援について推進します。（子ども・福祉部）
- ・教職員の教育相談に係る力量の向上に向けた研修及びスクールカウンセラーや教育相談に係る専門機関等と連携し学校の教育相談体制づくりを推進する中核的リーダーを育成するための研修を実施します。（教育委員会）
- ・福祉の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを学校の要請に応じて派遣し、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して関係機関と連携し、支援を行います。（教育委員会）
- ・新入学児童生徒学用品費等の入学前支給が全市町で実施されるよう支援を行います。（教育委員会）

④ 高等学校等就学に対する教育機会の提供

- ・県立高等学校および私立高等学校に通う生徒で、地方税の課税所得により計算した額が一定の金額未満の世帯に属する生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給します。（教育委員会、環境生活部）
- ・授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に対し、奨学給付金を支給します。（教育委員会、環境生活部）
- ・経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者を支援するため、修学奨学金を貸与します。また、ひとり親家庭については、貸与に係る収入基準の見直しにより支援の充実を図ります。（教育委員会）
- ・「生活保護法」に基づく保護を受けている者等の授業料の全部または一部を減免します。（教育委員会）
- ・生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、生活保護費の「生業扶助」により、入学料、入学考查料等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、自立更生に充てられることから収入として認定しない取扱いとします。（子ども・福祉部）
- ・保護者の失職などによる家計急変世帯や高等学校等就学支援金の非該当者への支援を行う私立高等学校等に対して補助を行います。（環境生活部）
- ・保護者の経済的負担を軽減し、修学に対する支援を行うため、授業料や入学料の減免等を行う私立高等学校等に対して補助を行います。（環境生活部）

- ・資格・免許を取得または技能を修得し、将来の経済的自立につなげようとする低所得世帯の生徒に対し、専修学校高等課程で修業する場合は奨学金を貸与し、専修学校専門課程で修業する場合は、奨学金の利用にかかる利子の一部を助成します。（環境生活部）
- ・ひとり親家庭の子どもが、高等学校等に就学するために必要な支度資金等の資金貸付を行います。（子ども・福祉部）
- ・低所得者世帯の子どもが、高等学校等に修学するために必要な授業料等の資金貸付を行います。（子ども・福祉部）

⑤ 特別支援教育に関する教育の支援

- ・特別支援学校に就学する子どもたちの保護者の経済的負担を軽減するため、交通費、学用品購入費等の就学に必要な経費の一部を支援します。（教育委員会）
- ・発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの支援が早期に行われ、学校間で支援情報が円滑に引き継がれるよう、支援体制の整備を進めます。（教育委員会）
- ・発達障がい児等に対する重層的な支援体制の構築をめざし、市町における専門人材の育成、発達障がい児等に対する支援ツール「C L M (Check List In Mie: 発達チェックリスト) と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進や家族支援等を行います。（子ども・福祉部）
- ・特別支援学校において、一人ひとりの進路希望を実現できるよう、計画的・組織的なキャリア教育を進めます。（教育委員会）

⑥ 大学等進学に対する教育機会の提供

- ・意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、三重県が設置運営する大学などの授業料免除等を行います。（医療保健部、農林水産部）
- ・養成施設卒業後、三重県内で看護職員や保育士等として就業する意思のある方で、貸与を希望される方に返還猶予や返還免除付きの修学資金の貸付を行います。（医療保健部、子ども・福祉部）
- ・国内の医学部医学科に在学し、卒業後県内において、一定の返還免除条件を満たす勤務をしようとする人に対して修学資金の貸与を行います。（医療保健部）
- ・機関要件の確認を受けた私立専門学校に在籍し、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料等の減免を行った学校法人等に助成します。（環境生活部）
- ・ひとり親家庭の子どもが大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。（子ども・福祉部）
- ・低所得者世帯の子どもが、大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。（子ども・福祉部）
- ・大学等に進学する生活保護世帯の子どもに対して、進学の際の新生活立ち上

- げの費用として「進学準備給付金」を支給します。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の子どもと、児童養護施設や里親のもとで暮らす子ども等に対して、国や民間機関による奨学金制度の周知・活用等を図り、大学等への進学を支援します。(子ども・福祉部)
 - ・大学等への進学により児童養護施設や里親委託を解除した者等のうち、保護者がいない等の理由により安定した生活基盤の確保が困難な者等に対して、一定の条件を満たした場合は返還免除となる家賃相当額および生活費の貸付を行います。(子ども・福祉部)
 - ・県内の高校生に対し、令和2年4月から実施される高等教育の修学支援新制度の実施に係る制度について周知を行います。(子ども・福祉部、教育委員会、環境生活部)

⑦ 生活困窮世帯等への学習支援

- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む。）の子どもを対象に、地域の実情、必要性に応じて、学習支援事業を行います。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援について、実施する市町を支援し、その拡大を図ります。(子ども・福祉部)
- ・児童養護施設や里親のもとで暮らす子ども等の学習を支援します。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名	現状	目標値 (令和6年度)
■ 生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18 市町 (R1)	29 市町
■ 施設入所児童、里親、生活保護受給家庭の子どもの高等教育機関への進学率	18.3% (H29)	38.3%
■ 家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	67.3% (H30)	84.4%
□ 就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,851 人 12.38% (H28)	—
□ 就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	100% (H29)	—
□ 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	25 市町 (H30)	—

<input type="checkbox"/>	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 (中学校)	27 市町 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある 学校の割合 (小学校)	22.7% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある 学校の割合 (中学校)	22.1% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設の子どもの大学等進学率	22.6% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	89.7% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	21.0% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.0% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	全世帯の子供の高等学校中退率	1.4% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	全世帯の子供の高等学校中退者数	710 名 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(2) 生活の支援

貧困の状況にある子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供、他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援を行います。

① 保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援

ア 妊娠・出産期の支援

- ・家庭の経済状況等に関わらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを「出産・育児まるつとサポートみえ（三重県版ネウボラ）」により推進します。（子ども・福祉部）

- ・関係機関が主体的に連携し、若年層の予期せぬ妊娠に対する相談や育児不安を解消する取組を支援します。（子ども・福祉部）
- ・特定妊婦や要支援家庭等のハイリスクケースを早期に把握し支援するため、平成26年度に県内で統一した妊娠届出時アンケートを活用した医療機関と市町との連携、市町が行う産前の妊婦健診や医療機関等による産後ケア、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業などの取組を支援します。（子ども・福祉部）
- ・産婦健康診査事業が市町で円滑に実施されるよう、医師会等関係機関と連携し、アンケート情報や妊婦健診情報の評価検討及びマニュアルの作成などを通して産前産後の支援体制の強化を図ります。さらに支援が必要な妊婦に対し産前から計画を立て、助産所や産婦人科を利用して産後ケアの支援を受けられるようコーディネートする市町の取組を支援し、拡大を図ります。

（子ども・福祉部）

イ 子育ての支援

- ・児童相談所において、児童の福祉に関する相談を受け、児童の家庭や、地域の状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な調査、判定等を行い、処遇方針を定め、市町等の関係機関と連携して、児童とその家族の支援等を行います。（子ども・福祉部）
- ・令和元年度に策定した「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町が保育所、認定こども園、放課後児童クラブの整備等を着実に行えるよう支援します。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭の負担軽減を図るため、放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の利用料減免を行う市町を支援します。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭等の母、父及び寡婦に対して、病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、市町と連携しながら拡充を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業利用料の助成又は減免についても、市町と連携しながら拡充を図ります。（子ども・福祉部）
- ・保育士等を対象とした人権保育専門研修により、子どもの貧困に関する保育士の理解を深めるよう努めます。（子ども・福祉部）
- ・家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所に助成を行う市町に対して補助を行います。（子ども・福祉部）
- ・子どもが病気になったとき、仕事を休むことができない場合には、子どもを預けることができるよう、病児・病後児保育施設の整備や運営に対して支援していきます。（子ども・福祉部）

ウ 保護者の自立支援

- ・生活困窮者に対し、「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業により、関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。（子ども・福祉部）
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、家庭での育児や子どもの世話などに

- 悩みを持つひとり親家庭を対象にした情報交換会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活を支援します。（子ども・福祉部）
- ・母子生活支援施設において、配偶者のない女性またはこれに準ずる事情にある女性およびその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。（子ども・福祉部）
 - ・女性相談所において、配偶者等からの暴力（DV）被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性の自立のための相談、支援を行います。（子ども・福祉部）
 - ・婦人保護施設において、配偶者等からの暴力被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。（子ども・福祉部）

エ 保護者の健康確保

- ・ひとり親家庭等が必要な医療を安心して受けることができるよう、引き続き市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。（医療保健部）
- ・生活保護受給者が安心して医療機関で治療を受けることができるよう、生活保護制度の「医療扶助」によって必要な支援を行います。（子ども・福祉部）

② 子どもの生活支援

ア 児童虐待への対応

- ・児童相談所の児童虐待への的確な早期対応と、その後の再発防止、家族再統合などの家族支援のため、法的対応や介入型支援を推進します。（子ども・福祉部）

イ 社会的養育の充実

- ・保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を保護して、里親や児童養護施設のもとで安定した生活環境を整えるとともに、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援します。（子ども・福祉部）
- ・社会的養育を必要とする子どもが、家庭や家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障されることをめざし、令和元年度に策定した「三重県社会的養育推進計画」に基づき、市町の子ども家庭支援体制の構築や、施設の小規模化、里親委託率の向上等の推進を図ります。（子ども・福祉部）

ウ 子どもの健康確保

- ・子どもの発育・栄養状態の確認等を目的として市町が行う乳幼児健康診査を支援します。（子ども・福祉部）
- ・令和元年9月から県内すべての市町において、一定の条件の下で未就学児

における医療費の窓口無料化が行われました。子どもに必要な医療を安心して受けさせることができるように、引き続き市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。(医療保健部)

・子どもたちのむし歯予防のため、学校における給食後の歯みがき指導やフッ化物洗口の実施等の取組を推進します。また、歯科健康診断結果に基づき、子どもたちがもれなく治療するよう、適切な勧奨の方法について情報提供するなど、積極的な受診に努めます。(教育委員会)

エ 子ども向け相談の運営

・子どもからの相談に対応する窓口として、「こどもほっとダイヤル」、「教育相談」、「いじめ電話相談」、「子どもLINE相談みえ」、「少年相談110番」等により、悩みを抱えた子どもからの相談に応じ解決に向けたサポートを行います。(子ども・福祉部、教育委員会、三重県警察本部)

③ 子どもの安心できる居場所づくり

・放課後児童クラブや地域による学習支援、生活困窮世帯等への学習支援等の取組を通じて、家庭、学校以外で子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。(子ども・福祉部、教育委員会)
・国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO、社会福祉法人、企業等を支援し、民間と連携した子どもの居場所づくりを推進します。(子ども・福祉部)
・子ども食堂の関係者で構成される「三重こども食堂ネットワーク」と連携し、子ども食堂の充実に向けた取組を支援します。また関係部局との協力による食材提供等の支援についても検討を行います。(子ども・福祉部、環境生活部)

④ 子どもの自立支援

ア 社会的養護の子どもへの自立支援

・年齢制限による児童養護施設等退所者のうち、必要に応じ、将来の自立に向けて児童養護施設等で生活の場を確保するとともに、施設退所後の進学や仕事について考える機会を提供します。また、児童養護施設等を退所した子どもや里親委託解除後の子ども等に対し、家賃相当額や生活費等の貸付を行うとともに、就職やアパートの賃借等に必要となる身元保証人の確保対策を行います。さらに、施設に自立支援員を配置するとともに、施設や企業、NPOが連携・協力し施設退所前から退所後までの切れ目のない支援体制を整備します。(子ども・福祉部)

イ 若者への就労支援

・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」を中心に、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。(雇用経済部)

- ・若年者の安定した雇用により経済的基盤を確立できるよう、就職時のミスマッチ解消に向けた支援として、正規雇用を促進するためのセミナーの開催や、県内中小企業・小規模企業の魅力発信のサポートなどに取り組みます。
(雇用経済部)
- ・地域若者サポートステーション等と連携し、各種講座や就労体験等を実施し、若年無業者の職業的自立を支援します。(雇用経済部)
- ・生活困窮世帯等に属する若者が、経済状況によって技能習得の機会を逸失することがないよう、三重県が設置運営する津高等技術学校の授業料の免除等を行います。(雇用経済部)

⑤ 住宅支援

- ・子育て世帯のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者募集にあたり優先的な取扱いとすることで、居住の安定を支援します。(県土整備部)
- ・住宅の確保に特別の配慮を要する子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県及び関係団体で組織する三重県居住支援連絡会として支援活動を行います。(県土整備部)
- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそれのある方に、一定期間、家賃相当額を住居確保給付金として支給します。
(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭に対して住宅資金(住宅の建設等に必要な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得者世帯に対して生活福祉資金(住居の移転に必要な資金等)の貸付を行います。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

	項目名	現状	目標値 (令和6年度)
■	ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施又はひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17 市町 (R1)	29 市町
■	産婦検診・産後ケアを実施する市町数	19 市町 (H30)	29 市町
□	三重県母子・父子福祉センター相談件数	332 件 (H30)	—
□	保育所利用料等に対し独自の補助を実施する市町数	—	—

<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブ活動事業を活用して、ひとり親家庭について放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数	24 市町 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	25 人 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	県内で活動する子ども食堂の数	40 箇所 (R1.5 時点)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(3) 保護者に対する就労の支援

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施および就職のあっせんなど、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るために就労の支援を行います。

① 親の就労支援

- ・三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ひとり親家庭の父母等の就業、就労等に関する相談支援、パソコン教室などの就業支援講習会、就業情報の提供などを行います。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得できるよう、指定教育訓練講座受講費用の支給（自立支援教育訓練給付金）や修学期間中の経済的支援（高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練促進資金貸付事業）を行うとともに、自立支援プログラムを策定し、早期就労への支援を行います。（子ども・福祉部）
- ・就労経験がないまたは就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、実際の就職に必要な技能・知識を取得できるよう職業訓練を専修学校等に委託し実施します。（雇用経済部）
- ・子育て期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間を遅くして受講しやすいコースを設定するとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練を実施します。（雇用経済部）
- ・就労意欲を持つ女性に対し、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援します。（雇用経済部）
- ・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。（雇用経済部）
- ・就職氷河期世代の安定した就労につなげるため、本意ではない非正規雇用や

無業の状態にある人を対象に、相談から就職までの切れ目ない支援に取り組みます。（雇用経済部）

- ・生活困窮者を対象に、自立相談支援事業による就労支援員等が、対象者の個々の状況に応じた就労支援を行います。ハローワーク等の関係機関と連携し、就業相談、職業紹介等の支援、求職活動の支援としてハローワークへの同行、履歴書作成についての助言、面接対策等を行います。また、本人の希望等をふまえた個別の求人開拓などの支援を行います。（子ども・福祉部）
- ・生活保護世帯の方については、福祉事務所において、「就労支援プログラム」に基づきケースワーカー及び就労支援員がハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行います。就労による自立となった場合、一定の要件を満たす方には、就労自立給付金を支給します。（子ども・福祉部）

② 親の学び直しの支援

- ・ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための支援を行います。（子ども・福祉部）

【目標とモニタリング指標】

項目名		現状	目標値 (令和6年度)
■	就労支援を行う生活困窮者的人数	321人 (H30)	540人
■	三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業率	76.9% (H30)	90%
□	ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	28名 (H30)	—
□	ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	103名 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

（4）経済的支援

各種の手当等の支給、貸付金の貸付など、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援を行います。

① 手当の支給等による支援

- ・児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親家庭の児童や障がい児に対して経済的支援を行います。（子ども・福祉部）
- ・児童手当により、子育て世帯への経済的支援を行います。（子ども・福祉部）

- ・ひとり親家庭に対して生活資金等の貸付を行います。（子ども・福祉部）
- ・低所得者世帯に対して生活資金等の貸付を行います。（子ども・福祉部）

② 養育費の確保に関する支援

- ・三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所等において、弁護士等による養育費に関する相談支援を行います。（子ども・福祉部）

【目標とモニタリング指標】

項目名		現状	目標値 (令和6年度)
■ 養育費を受給している割合		36.9% (R1)	50%
□ 児童扶養手当の受給者数		12,396人 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(5) 身近な地域での支援体制の整備

行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用することにより、支援を要する子どもを広く把握し、効果的な支援につなげていくよう体制の整備を図ります。

① 行政内部及び地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築

- ・県内全ての地域において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、地域の実情に応じた体制整備や取組への支援を進めます。（子ども・福祉部）

② 相談機能の強化

- ・県の相談窓口（県福祉事務所、三重県生活相談支援センター、児童相談所、女性相談所、三重県母子・父子福祉センター）において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を必要な支援に確実につなぐができるよう体制整備を図ります。（子ども・福祉部）
- ・生活困窮家庭（生活保護世帯も含む）の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや支援員等に対する研修や、ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子・父子自立支援員など、

- ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修を行います。（子ども・福祉部）
- ・地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援や資質向上を図るための研修を実施します。（子ども・福祉部）
 - ・市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の人材養成を行うとともに、地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催等により、地域特性に応じた市町における包括的支援体制の構築に向けた取組を支援します。（子ども・福祉部）
 - ・「みえ外国人相談サポートセンター」（愛称M i e C o）を設置し、外国人住民等からの生活全般にわたるさまざまな相談に多言語で対応します。（環境生活部）
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、学校等における研修会において教員の資質の向上に努め、貧困をはじめとするさまざまな教育相談に対応する相談機能の充実を図ります。（教育委員会）
- ③ 県内の各地域における支援の充実と理解の促進
- ・市町の子どもの貧困対策計画の策定支援や人材育成等により、県内の各地域における支援の充実を図るとともに、社会全体の子どもの貧困に対する理解を深めるよう周知啓発に取り組みます。（子ども・福祉部）

【目標】

項目名	現状	目標値 (令和6年度)
■ ワンストップ窓口や庁内外の関係機関の連携等による支援体制が整備されている市町数	17 市町 (H30)	29 市町
■ 子どもの貧困対策計画を策定した市町数	2 市 (H30)	29 市町

注) 目標は■で表記

VI 計画の推進体制

1 庁内外の連携

計画の推進にあたっては、市町、学校、関係機関・団体、企業等との連携・協働のもと、以下の役割をふまえて取り組むとともに、全庁的な推進体制により計画の進行管理を行います。また、広く県民に向けての情報発信を行い、子どもの貧困対策に県民が参加・協力する機運を醸成します。

(1) 県の役割

関係部局が連携を図りながら、関連施策の着実な実施に取り組みます。

市町と施策の相互情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策が講じられるよう、市町および関係機関を支援します。

関係機関・団体および企業と情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、関係機関・団体および企業がその期待される役割を果たせるよう支援します。

また、学校、関係機関・団体や企業、県民に対する広報、周知啓発などを通じて、子どもの貧困対策を進める機運の醸成を図ります。

(2) 市町の役割

子どもの貧困対策計画の策定に努めるとともに、住民に最も身近な行政機関として、児童福祉、保健、教育等の関係部署が連携して、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策に取り組みます。

(3) 関係機関・団体および企業の役割

NPOや社会福祉法人などの関係機関・団体は、その特性を生かし、単独もしくは行政や企業との連携・協働により、子どもの貧困対策に取り組むことが期待されます。

企業は、自らの社会的責任の視点に立って経済的困窮にある家庭の保護者等が、子どもを豊かに育てられるよう雇用環境の整備に努めるとともに、地域の中で、子どもの育ちを見守り、支える取組を推進することが期待されます。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、P D C A（計画→実行→評価→改善）のサイクルに基づき進行管理を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。

- 「V 具体的取組と計画目標」に記載した達成（数値）目標および各支援ごとの取組について、前年度の進捗状況を把握し、取組の成果や課題を明らかにしたうえで、これを評価します。その後、外部の有識者や関係者の意見を聴きながら、次年度以降の取組の改善方策の検討につなげます。
- 改善方策をまとめ、以降の取組に反映させるとともに、県ホームページ等を利用して県民へ情報提供します。
- 国からは引き続き国内外の調査研究や先進事例等の情報提供を受け、子どもの貧困の実態把握や取組の改善に努めます。